

評議員会の決議事項

内容	根拠	議決数		
		過半数	議決に加わることができる評議員の三分の二	
法人運営に関わる事項	定款の変更	第45条36第1項	【法】定款の変更は、評議会の決議によらなければならない。	○ (法45条の9第7項の3)
	法人の解散	第46条第1項第1号	【法】社会福祉法人は、次の事由によって解散する。評議員会の決議	○ (法45条の9第7項の4)
	吸収合併契約の承認	第52条 第54条の2	【法】吸収合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。 【法】吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。	○ (法45条の9第7項の5)
	新設合併の承認	第54条の8	【法】新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によって、新設合併契約の承認を受けなければならない。	○ (法45条の9第7項の5)
役員、監事等の選任等（報酬基準を含む）に関する事項	役員、監事等の選任	第43条第1項	【法】役員は、評議員会の決議によって選任する。	○
	役員（監事に限る。）の解任	第45条の4第1項	【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を選任することができる。 ※（評議会の運営）第45条の9第7項 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議会の決議は、決議に加わることができる評議員の三分の二以上にあたる多数をもって行わなければならない。 第45条の4第1項の評議員会（監事を解任する場合に限る。）	○ (法45条の9第7項の1)
	役員（監事以外）の解任	第45条の4第1項	【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。	○
	会計監事等の解任（※会計監事設置法人のみ）	第45条の4第2項	【法】会計監事等が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監事等を解任することができる。	○
	役員、評議員の報酬等の支給の基準の承認	第45条の35第2項	【法】前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。	○
	理事の報酬	第45条の16第4項 準用一般法人法第89条	【一般】第89条理事の報酬等（報酬、賞その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）は定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。	○
	監事の報酬	第45条の16第4項 準用一般法人法第89条	【一般】第105条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。	○
財務に関する事項	事業計画及び収支予算等の承認あるいは決議	定款第33条第1項	【定款】（事業計画及び収支予算）第33条、この法人の事業計画書及び収支予算書について毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様	○
	事業報告・決算書類・財産目録の承認	第45条の30第2項 定款第34条第2項	【法】理事は、第45条の30第2項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。2前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。 【定款】（事業報告及び決算）第34条第2項 2 全項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。	○
	基本財産の処分	定款第31条	【定款】（基本財産の処分）第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、川崎市の承認を得なければならない。	○
	残余財産の帰属	定款第40条	【定款】（残余財産の帰属）第40条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。	○
その他	社会福祉充実計画の承認	第55条の2第7項	【法】社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。	○
	役員等の責任の免除（一部の免除）	第45条の20第4項 準用一般法人法112条	【一般】第112条 前条第一項（※第111条 理事、監事又は会計監事等は、その任務を怠った一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。）の責任は、総評議員のなければ、免除することができない。	× × 総評議員の同意による
	役員等の責任の免除（すべての免除）	第45条の20第4項 準用一般法人法113条	【一般】第113条 前条の規定にかかわらず、役員等の第111条第1項の責任は、当該役員等が行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第1号に掲げる額を控除して得た額を限度とし、評議員会の決議によって免除することができる。	○ (法45条の9第7項の2)
その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項				○

凡例 【法】社会福祉法
【一般】一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
【定款】社会福祉法人美生会定款